

議案第四十五号

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十七日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「五千円」を「四千円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十四年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に、この条例による改正前の港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例第五条第二項に規定する旅行したことにより支給することとなつ

た日額旅費で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(説明)

行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の日額旅費の額を改定するため、本案を提出いたします。